

証券コード 3727

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

株 式 会 社 ア プ リ ッ ク ス

代表取締役社長 倉林 聡子

## 第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第40回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.aplix.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日(木曜日)午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

「郵送による議決権行使の場合」

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

「インターネットによる議決権行使の場合」

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、<インターネットによる議決権行使のご案内>をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月28日（金曜日）午後1時  
2. 場 所 東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル21階 会議室A  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第40期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第40期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 定款一部変更の件  
**第3号議案** 取締役4名選任の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書に賛否の表示がない場合には、議案に賛成の表示があったものとさせていただきます。
- (2) 議決権行使書とインターネットによる方法とで重複して議決権を行使された場合には、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における我が国の経済は、内閣府による2024年12月の月例経済報告では「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」と報告されています。先行きについては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、欧米における高い金利水準の継続や中国における不動産市場の停滞の継続に伴う影響など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」と報告されており、依然として不透明な状況が続いております。

このような環境下、当社は当連結会計年度において以下の施策に取り組んでまいりました。

なお、セグメント間の内部売上収益は、セグメントの売上収益に含めております。

また、当連結会計年度より従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（IFRS）を適用しており、前連結会計年度（2023年1月1日から2023年12月31日まで）の数値をIFRSに組み替えて比較分析を行っております。

セグメントの業績は以下のとおりです。

#### <ストックビジネス事業>

ストックビジネス事業においては、主に連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社における音声・通信サービスの提供のほか、クラウドSIMを用いたモバイルWiFiルーター「THE WiFi」の拡販に注力するとともに、本事業は収益の大半が月額利用料金等からなるストック性の高い事業であることから、顧客が満足して継続利用できるよう通信環境やサポート等のサービス品質の向上に取り組ましました。また、通信機能付AIドライブレコーダー「AORINO」の取次店や販売代理店、OEM先の開拓を行うとともに、法人向けサービス「AORINO Biz」の拡販に注力しました。

また、当連結会計年度において完全子会社化した株式会社H2、及びその子会社である株式会社スマートライフが展開する光回線・プロバイダー関連サービスの事業引継ぎや新規顧客開拓に取り組ましました。なお、株式会社スマートライフについては2024年10月1日付で実施した株式会社H2による吸収合併に伴い、また株式会

社H2については2025年1月1日付で実施したスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社による吸収合併により、それぞれ同日付で解散しております。

なお、2025年2月14日に当社の新事業としてリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」（以下「BRIDGE AD」）の提供を開始しました。今後においてはこの「BRIDGE AD」を積極的に推進し当社の主要ビジネスとすることで、ストックビジネス事業のさらなる業績向上を図ってまいります。

#### <システム開発事業>

システム開発事業においては、ロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の拡販に努めたほか、Bluetooth Low Energy通信機能を搭載するハードウェアの試作開発支援等、組込み開発技術を生かしたシステム開発を行いました。また、クラウド関連システムの開発や顧客のニーズに応じたフロントエンドシステムやバックエンドシステムの開発支援やテクニカルサポート等を行いました。

これらの結果、当連結会計年度のストックビジネス事業の売上収益は3,164,441千円（前連結会計年度の売上収益3,124,568千円）、システム開発事業の売上収益は577,352千円（前連結会計年度の売上収益639,304千円）となりました。

事業損益につきましては、ストックビジネス事業の事業利益は374,331千円（前連結会計年度の事業利益337,756千円）、システム開発事業の事業利益は50,766千円（前連結会計年度の事業利益128,972千円）となりました。

また、当連結会計年度においてセグメント利益の調整額が198,054千円（前連結会計年度のセグメント利益の調整額206,008千円）発生しております。セグメント利益の調整額は、連結損益計算書の事業利益と調整を行っております。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上収益は3,707,278千円（前連結会計年度の売上収益3,761,038千円）となりました。

事業損益につきましては、227,043千円の事業利益（前連結会計年度の事業利益260,720千円）となりました。

営業損益につきましては、218,349千円の営業利益（前連結会計年度の営業利益321,356千円）となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益につきましては、157,083千円（前連結会計年度の親会社の所有者に帰属する当期利益336,036千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当連結会計年度において、設備投資等は実施していません。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

⑤吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社連結子会社の株式会社BEAMOと、同じく連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社は、2024年5月31日付でスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社、株式会社BEAMOを消滅会社とする吸収合併を行っております。

また、当社連結子会社の株式会社H2と当社連結孫会社である株式会社スマートライフは、2024年10月1日付で株式会社H2を存続会社、株式会社スマートライフを消滅会社とする吸収合併を行っております。

なお、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社と株式会社H2は、2025年1月1日付でスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社、株式会社H2を消滅会社とする吸収合併を行っております。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当連結会計年度においては、特記すべき事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

日本基準

| 区 分                                                 | 第 37 期<br>(2021年12月期) | 第 38 期<br>(2022年12月期) | 第 39 期<br>(2023年12月期) |
|-----------------------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 売 上 高(千円)                                           | 3,504,680             | 3,501,619             | 3,758,371             |
| 経常利益又は経常損失<br>(△)(千円)                               | △104,204              | 51,939                | 201,886               |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は親会社株主に帰<br>属する当期純損失(△)(千<br>円) | △106,739              | 138,909               | 303,156               |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失<br>(△)(円)                | △4.83                 | 6.28                  | 13.68                 |
| 総 資 産(千円)                                           | 2,766,895             | 2,822,166             | 3,111,188             |
| 純 資 産(千円)                                           | 2,053,896             | 2,195,039             | 2,497,652             |
| 1株当たり純資産額(円)                                        | 91.81                 | 98.12                 | 111.80                |

(注) 1. 1株当たり当期純損益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出しております。

## I F R S

| 区 分                      | 第 38 期<br>(2022年12月期) | 第 39 期<br>(2023年12月期) | 第 40 期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|--------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------------------|
| 売 上 収 益(千円)              | 3,496,572             | 3,761,038             | 3,707,278                          |
| 親会社の所有者に帰属する<br>当期利益(千円) | 185,661               | 336,036               | 157,083                            |
| 基本的1株当たり当期利益<br>(円)      | 8.39                  | 15.17                 | 7.18                               |
| 資 産 合 計(千円)              | 2,961,404             | 3,273,407             | 3,885,711                          |
| 資 本 合 計(千円)              | 2,210,808             | 2,554,641             | 2,594,501                          |
| 1株当たり親会社所有者帰<br>属持分(円)   | 99.52                 | 115.06                | 119.25                             |

(注) 1. 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第38期及び第39期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

2. 基本的1株当たり当期利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く)に基づき算出、

1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当する事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

当社グループは、当社及び連結子会社2社により構成されております。重要な子会社は、以下のとおりです。

| 会社名                    | 資本金      | 議決権比率 | 主要な事業内容                                              |
|------------------------|----------|-------|------------------------------------------------------|
| スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 | 10,000千円 | 100%  | 電気通信事業法に定める電気通信事業<br>情報処理サービス業並びに情報提供サービス業<br>MVNO事業 |
| 株式会社H2                 | 80,000千円 | 100%  | 光回線・プロバイダーサービスの提供                                    |

- (注) 1. 前連結会計年度において当社の連結子会社であった株式会社BEAMOは、2024年5月31日付で同じく連結子会社であるスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社、株式会社BEAMOを消滅会社とする吸収合併を実施したことにより、同日付で消滅しております。
2. 当社連結子会社の株式会社H2と当社連結孫会社である株式会社スマートライフは、2024年10月1日付で株式会社H2を存続会社、株式会社スマートライフを消滅会社とする吸収合併を実施したことにより、株式会社スマートライフは同日付で消滅しております。
3. 当社連結子会社のスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社と株式会社H2は、2025年1月1日付でスマートモバイルコミュニケーションズ株式会社を存続会社、株式会社H2を消滅会社とする吸収合併を実施したことにより、株式会社H2は同日付で消滅しております。

#### ③特定完全子会社に関する事項

| 特定完全子会社の名称             | 特定完全子会社の住所         | 株式の帳簿価格     | 当社の総資産額     |
|------------------------|--------------------|-------------|-------------|
| スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 | 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号 | 816,052千円   | 2,829,602千円 |
| 株式会社H2                 | 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号 | 1,101,893千円 | 2,829,602千円 |

#### (4) 企業集団の対処すべき課題

当社では、長年に渡る業績不振を起因とする時価総額の低迷の状況が継続しており、2022年12月期においては、東京証券取引所グロース市場における上場維持基準に対して不適合となったものの、前連結会計年度である2023年12月期においては同基準に対して適合しましたが、当連結会計年度においては再度不適合の状況となる等、依然として低迷した状態が継続しております。

このような状況を解消するため、当社では「知名度の浸透」と「投資魅力の向上」を目的として下記に記載した施策に取り組んでまいります。

「知名度の浸透」については、積極的な発信にこれまで以上に取り組んでまいります。すでに決算説明会や投資家向けセミナーを継続的に開催するとともに、これらの内容をホームページに都度掲載し投資家に向けて発信しているほか、適時開示やプレスリリースの配信サイトを通じた発信の強化、また投資家向け媒体への掲載等に取り組んでおりますが、引き続きこれらの取り組みを強化していく予定です。

また「投資魅力の向上」については、自己株式の取得や剰余金の配当等の株主還元策を継続的に実施することで実現してまいりたいと考えております。前期中において当社では初となる自己株式の取得を実施したほか、剰余金の配当についても本年3月に開催予定の定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいた後にこちらも当社では初となる実施を予定しておりますが、これら株主還元策についても継続的に実施してまいります。また、中長期的な事業成長の方向性を明確にするため、2024年8月に事業ビジョン及び事業ロードマップを策定いたしました。現在、このロードマップに基づき、既存ビジネスのリブランディングに加えて2025年2月に提供を開始したリテールメディアプラットフォーム「BRIDGE AD」をはじめとする新規ビジネスの創出に取り組んでおりますが、今後もこの新事業ビジョンに基づき様々な施策を推進してまいります。併せて企業価値向上に資するM&Aの実施にも取り組んでまいります。

当社では、上記に記載した施策を着実に実行することで、時価総額の更なる向上を実現できるものと考えております。

## (5) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、ストックビジネス事業、及びシステム開発事業の2事業を主要な事業としております。

各事業の内容は以下のとおりです。

### [ストックビジネス事業]

MVNO、MVNEサービスの提供やモバイルWiFiルーター、またAIドライブレコーダーの提供、IoT化に必要となる組込み&エッジ、IoTクラウドプラットフォーム、モバイルデータ通信の各領域における製品やサービス、技術等の開発・提供

### [システム開発事業]

クラウドを用いたソリューションの開発・提供、及びアプリックスのIoT製品・サービスに無線通信システム(3G、4G等)を用いた製品・サービスの開発・提供

## (6) 主要な事業所 (2024年12月31日現在)

### ① 当社

|    |         |
|----|---------|
| 本社 | 東京都 新宿区 |
|----|---------|

### ② 子会社

|                        |            |
|------------------------|------------|
| スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 | 本社：東京都 新宿区 |
| 株式会社H2                 | 本社：東京都 新宿区 |

## (7) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業のセグメントの名称 | 使用人数 (名) | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|----------|-------------|
| ストックビジネス事業  | 11       | 1名増         |
| システム開発事業    | 30       | —           |
| 全社 (共通)     | 10       | 1名増         |
| 合計          | 51       | 2名増         |

- (注) 1. 使用人数は、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含めております。
2. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、本社管理業務等に従事しているものであります。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|-----------|--------|--------|
| 40名  | 1名増       | 46.85歳 | 12年    |

## (8) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

| 借入先         | 借入残高   |
|-------------|--------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 425百万円 |
| 株式会社りそな銀行   | 100百万円 |

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2024年12月31日現在)

- ①発行可能株式総数 35,000,000株
- ②発行済株式の総数 21,886,130株
- ③株主数 11,333名
- ④大株主 (上位10位)

| 株 主 名                   | 所 有 株 式 数  | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 株 式 会 社 光 通 信           | 1,103,657株 | 5.07%   |
| チ ャ ー ル ズ レ ー シ ー       | 858,800    | 3.94    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社         | 487,300    | 2.23    |
| a u カ プ コ ム 証 券 株 式 会 社 | 326,000    | 1.49    |
| 星 川 輝                   | 307,000    | 1.41    |
| 小 西 正 彦                 | 304,700    | 1.40    |
| 光 通 信 株 式 会 社           | 293,200    | 1.34    |
| 澁 谷 宏 征                 | 250,000    | 1.14    |
| 福 井 佑 真                 | 246,300    | 1.13    |
| 熊 谷 正 昭                 | 201,700    | 0.92    |

(注) 持株比率は自己株式 (129,687株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当する事項はありません。
- ②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当する事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2024年12月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 倉 林 聡 子 | 経営管理部 部長<br>スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社<br>取締役<br>株式会社H2 取締役                                       |
| 取 締 役     | 鳥 越 洋 輔 | 執行役員<br>スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社<br>代表取締役社長<br>株式会社H2 代表取締役社長                                   |
| 取 締 役     | 平 松 庚 三 | KOZOCOM株式会社 会長<br>株式会社CEAFOM 監査役<br>スマイルワークス株式会社 社外取締役                                        |
| 取 締 役     | 田 口 勉   | トライボッドワークス株式会社 取締役<br>一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会<br>理事                                          |
| 常 勤 監 査 役 | 大 西 完 司 | スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社<br>監査役<br>株式会社H2 監査役                                                   |
| 監 査 役     | 山 田 奨   | 有限会社山田総合事務所 代表取締役<br>山田奨公認会計士事務所 代表<br>山田奨税理士事務所 代表<br>株式会社CryptoLab 監査役<br>株式会社ピー・アール・オー 監査役 |
| 監 査 役     | 坂 口 禎 彦 | 大東文化大学法学部法学研究所講師<br>東京地方裁判所 鑑定委員<br>日本公認会計士協会修了審査運営委員会委員                                      |

- (注) 1. 取締役平松庚三氏、田口勉氏は、社外取締役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役山田奨氏、坂口禎彦氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 監査役山田奨氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役坂口禎彦氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、300万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とし、社外監査役の限度額は、100万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

- ②事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数        | 報 酬 等 の 支 給 額          |
|--------------------|------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4名<br>(2名) | 41,760千円<br>(8,160千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 13,404千円<br>(5,400千円)  |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 7名<br>(4名) | 55,164千円<br>(13,560千円) |

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は4名(うち社外取締役は2名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。  
2. 2001年3月26日開催の定時株主総会決議により、取締役の報酬限度額は年額300百万円、監査役の報酬限度額は年額50百万円であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名、監査役の員数は1名であります。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 報酬の構成

当社の取締役の個人別の報酬は、月例の固定報酬を内容とする基本報酬のみで構成されております。

ロ. 決定プロセス及び決定権者

当社の取締役の個人別の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社の業績、役位、職責、個々の取締役の業績等に係る貢献度、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、その決定については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長が各取締役の基本報酬の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定とする、以上を当社における取締役の個人別報酬の決定方針としております。なお取締役会は、

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、当社の報酬委員会より代表取締役社長及び管理担当業務執行取締役が作成した原案に対する報酬委員会の審議内容の報告及び答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長 兼 経営管理部部長の倉林聡子は、当該答申の内容を十分に考慮した上で決定を行っております。

なお、各取締役の基本報酬の決定に関する権限を代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

#### ハ、報酬委員会

当社は、当社の取締役の報酬決定プロセスの透明性及び客観性向上を目的として、任意の諮問機関として報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、取締役の個別の報酬案についてその公正性・妥当性等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。なお、報酬委員会は、客観性の向上等を目的として社外取締役に構成されております。

報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

| 役職名   | 氏名    |
|-------|-------|
| 社外取締役 | 平松 庚三 |
| 社外取締役 | 田口 勉  |

#### ⑤社外役員に関する事項

イ、他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平松庚三氏は、KOZOCOM株式会社 会長、株式会社CEAFOM 監査役、及びスマイルワークス株式会社 社外取締役に兼務しております。当社とKOZOCOM株式会社、株式会社CEAFOM、及びスマイルワークス株式会社との間には特別の利害関係はありません。
- ・取締役田口勉氏は、トライポッドワークス株式会社 取締役、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会 理事を兼務しております。当社とトライポッドワークス株式会社、及び一般社団法人セキュアIoTプラットフォーム協議会との間には特別の利害関係はありません。

- ・ 監査役山田奨氏は、有限会社山田総合事務所 代表取締役、山田奨公認会計士事務所 代表、山田奨税理士事務所 代表、株式会社CryptoLab 監査役、及び株式会社ピー・アール・オー 監査役を兼務しております。当社と有限会社山田総合事務所、山田奨公認会計士事務所、山田奨税理士事務所、株式会社CryptoLab、及び株式会社ピー・アール・オーとの間には特別の利害関係はありません。
- ・ 監査役坂口禎彦氏は、大東文化大学法学部法学研究所講師、東京地方裁判所鑑定委員、及び日本公認会計士協会修了考査運営委員会委員を兼務しておりますが、いずれも当社との間に特別の利害関係はありません。

#### ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                | 活動状況並びに社外役員が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>平 松 庚 三 | 当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席いたしました。取締役会において、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験を通して培った企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役<br>田 口 勉   | 当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席いたしました。取締役会において、企業経営に関する高度な知見と経験を活かし意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                            |
| 監査役<br>山 田 奨   | 当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                    |
| 監査役<br>坂 口 禎 彦 | 当事業年度に開催された取締役会8回全てに出席し、監査役会14回全てに出席いたしました。取締役会及び監査役会において、監視・監督を行い意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。                                    |

#### (4) 会計監査人の状況

①名 称 監査法人ハイビスカス

#### ②報酬等の額

|                                     | 支払額      |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る報酬等の額                       | 39,350千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 39,350千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、或いは会計監査人による監査の実施状況及び当該会計監査人に生じた事由等から、当社の会計監査人であることにつき当社にとって支障があると思料され、その必要があると判断した場合は、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められる項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」及び「監査役監査基準」等を踏まえ、会計監査人から必要な資料の入手及び報告聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、及び監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかどうかの検討を行うとともに監査報酬見積の算出根拠等を確認し、当監査役会が策定した「会計監査人の評価及び選定基準等に係る要領」に則り慎重に検討した結果、これらについて適切妥当であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に基づき同意いたしました。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について見直しをし、2015年6月4日に取締役会において決議された内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに行動規範及びコンプライアンス規程を含む社内規程等を遵守することを企業活動のひとつの前提とし、企業価値を向上させるべく職務を遂行する。
  - (2) 取締役は、その職務の執行において、業務の実効性、財務報告の適正性、事業活動に関わる法令等の遵守、及び資産の保全等を図るため、内部統制に係る体制を含む全社的な法令等遵守（以下「コンプライアンス」という）のための体制の整備及び適切な運用に努めるとともに、内部統制システムの運用に係る有効性の評価を含む状況報告を定期的にする。当該有効性評価に係り、内部監査部門による継続的な監視活動を行う。
  - (3) 取締役は、他の取締役の職務の執行を相互に監視監督し、法令及び定款に係る適合性等に関して疑義を生じた場合には、取締役会及び監査役会へ報告を行う。当社では、継続して社外取締役を置くことにより、取締役の職務の執行に係る取締役間の監督機能の維持向上を図る。
  - (4) 取締役会は、取締役会規程等に従って、当社並びに当社の子会社に係る重要事項の審議、決定、及び報告等を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
  - (5) 監査役は、独立の立場、公正不偏の態度、信念に基づく行動、監査品質向上のための継続的自己研鑽等を監査に携わる者の心構えとし、内部統制システムの整備運用状況等を含め、取締役の職務の執行の監査を行う。
  - (6) 取締役及び使用人は反社会的勢力及び団体と決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては弁護士や警察等とも連携し毅然とした姿勢で対応する。また、社会倫理及びコンプライアンスに照らし、問題があると思われる活動には関与しない。
  - (7) 社内においてコンプライアンス違反行為が行われ或いは行われようとしていることを取締役或いは使用人等が感知した場合に、当社の監査役或いは社外弁護士等、通報者の権利の保護を徹底した相談乃至通報窓口に適時適宜通報できる体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、法令等に基づき適宜規程等を制定し、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的に記録し、適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、経営に重大な損失を与える恐れのある様々なリスクに対し適切な管理等の対応を行うことを目的としてリスク管理に関する規程等を制定し、当社及び当社子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）のリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定め、当該規程に従った実効的なリスク管理を行うとともに、グループ横断的な事前予防体制の整備に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 当社は、業務執行を迅速化しかつ権限と責任を明確化することを目的として執行役員制度を導入し、選任した執行役員の職務権限を定めた規程その他執行役員会の運用に関する各種社内規程に明確化し、これに基づいて効率的な意思決定を行う。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を迅速に行うため、代表取締役社長、全執行役員、及び統括部長により構成された業務執行会議を原則として月1回と必要に応じて臨時で開催し、製品開発戦略、事業計画実現にかかる重要案件の方針、及び年度予算等の主に事業活動に関する重要事項に係る意思決定を迅速に行うとともに、当社の取締役及び指名された者により事業セグメント別の事業等に係る会議等を開催して適宜議論及び状況確認等を行い、重要事項の決定等を行う。

- (2) 取締役及び使用人による意思決定と業務執行についての権限及び責任を明確にするとともに、職務分掌に関する規程を整備し、組織間の適切な役割分担と連携の確保に努める。
- (3) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用等を通じ、業務の効率化を推進する。

## 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ① 子会社の取締役等から当該事業及び財務状況並びにその他の重要な情報に係る適切な報告を当社が受けるため、必要に応じて、当社の取締役又は使用人は子会社の開催する取締役会等に適宜出席する。
  - ② 子会社の経営については、自主性を尊重しつつも、当社又は当社グループ全体に影響を与えると考えられる重要事象については、当社執行役員会、業務執行会議、及び取締役会への付議等を行う。
  - ③ 子会社の取締役等を当社の執行役員等に起用すること、又は当社の取締役等又は使用人を子会社の取締役等に推薦すること等により、当社グループ全体としての情報の共有化を図る。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、子会社各社が当社で定めるリスク管理に関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めてそれを運用するよう指導及び監督を行うとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社は、子会社に対して、取締役会非設置会社の選択や、子会社の取締役等のみで決議が可能な事項等について基準を定めさせる等、子会社の事業内容や規模等に応じて子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- (4) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 当社は、子会社各社が当社で定めるコンプライアンスに関する規程及び各国法令等に則り、適宜規程等を定めて企業倫理の浸透を率先して行う体制を構築しそれを運用するよう、指導及び監督を行う。
  - ② 当社は、当社グループ全体で相談・通報体制を設け、子会社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることを子会社の取締役等又は使用人が知った際に、当社の監査役又は社外弁護士に通報できる体制を整備する。
  - ③ 当社は、子会社が通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に対して不利益な扱いをしないよう、子会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (5) その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  - ① 当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するために、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築し、運用することを目的として、子会社管理規程を制定する。
  - ② 当社の内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を統括し、当社グループの内部統制の整備・運用状況の評価、業務執行状況の監査及び改善提案を行う。
  - ③ 当社の監査役及び監査役会並びに内部監査部門は、当社グループにおける業務の適正を確保する目的により、子会社の業務の適正性等につき必要に応じて適宜調査等を行う。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社の取締役は、当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人（以下「監査役補助使用人」という）の配置を求めた場合、当社の監査役と適宜協議を行い、監査役補助使用人を配置する。
- (2) 当社の取締役は、研修等を通じて監査役補助使用人の技能の向上を図ることに協力するとともに、監査役から要望がある場合、必要に応じて監査役補助使用人の変更及び増員等を行うものとし、その人事については当社の監査役と協議の上決定する。
- (3) 監査役補助使用人を配置した場合、監査役補助使用人を配置した旨及び監査役補助使用人は当社の監査役の指揮命令にのみ従う旨を当社グループに周知する。

## 7. 監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役補助使用人は、その補助すべき期間において、当社の監査役の指揮命令の下に行動し、原則として当社の取締役その他当社の監査役以外の者から指揮命令及び職務遂行上の制約は受けない。また、当該使用人に係る人事異動、人事評価、賞罰、その他の事項等は、原則として監査役会の協議に基づいて決定し、当社の取締役その他当社の監査役以外の者からの独立性を確保する。

## 8. 監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社の監査役補助使用人は、当社の監査役の指示に基づき職務の過程において知り得た一切の事項に関し、当社の監査役に報告するものとし、当社の監査役の同意なくして、当社の監査役以外の者に当該事項を伝達してはならない。

## 9. 監査役への報告に関する体制

### (1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、会社の業務執行過程において取締役会、その他重要と認められる会議に出席し、業務執行過程における意思決定の過程や職務の執行状況について常に把握し、会議体の議事録、稟議書、契約書等、業務執行に係る重要な書類を閲覧する。当社の取締役及び使用人は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合には、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。社内及び社外に設置した内部通報窓口に行われた通報、相談は監査役にも報告を行う。

### (2) 子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

当社の子会社の取締役等、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、業務の執行過程において重要と認められる事象が生じた場合、当社の監査役に対し当該事象の内容を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から報告の求めがあった場合には、その報告を行う義務を負う。

### (3) その他監査役への報告に関する体制

当社の子会社の取締役等は、原則として四半期に一度、決算等の状況について当社の監査役にその詳細の報告を行う。

## 10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

## 11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、当社の監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理を行う。
- (2) 当社の監査役は、通常の監査費用以外に緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用等が発生する場合には、監査役会規程に則り、適宜事前通知等を行う。

## 12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、その職務の執行にあたり、他のいかなる者からも制約を受けることなく、当社の取締役職務の執行が法令及び定款に準拠して適法に行われているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持つ。この独立性と権限を確保するために、監査役会規程において、当社の監査役の権限を明確にするとともに、当社の監査役は、監査役会が定めた監査計画等に基づき、内部監査部門、会計監査人、その他必要と認める者と適宜連携して監査を実施し、監査の

実効性を確保する。また、当社の監査役会は、監査役会規程に則り、特定監査役を選定することができる。

- (2) 当社の監査役は、監査の実施に当たり、監査役会が必要と認める場合には、独自に外部専門家の活用を検討する。
  - (3) 当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知する。当社グループの取締役及び執行役員等は、当該計画に係る監査役の職務の適切な遂行がなされるよう協力する。
13. 当社グループにおける財務報告の適正性を確保するための体制
- (1) 適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成するとともに、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用する。
  - (2) 財務報告に係る内部統制として、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度を適切に実施するため、業務プロセスの改善を適宜推進するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて、自己による評価及び改善並びに外部監査人による評価等を行う体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成されており、社外監査役2名を含む監査役3名も取締役会に出席しております。取締役会は、「取締役会規程」の定めに従い、原則として3か月に1回以上の定時取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催し、重要事項の審議・決定をするほか、随時取締役及び執行役員の実務の監督を行っています。

取締役会は、取締役及び執行役員等の権限と責任を定めた「執行役員会議規程」及び「職務権限規程」等を整備し、迅速且つ効率的な意思決定を行っています。また、当社グループ全体の職務執行に関する意思決定を行うにあたり、事業部門毎の会議等を開催し、意思決定に必要な情報の収集、状況確認及び議論等を行っています。また、業務の効率化や実効性を担保するため、組織の見直しや業務プロセスの見直しについても適宜実施しております。

### 2. 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤の社外監査役2名による計3名の監査役で構成されております。監査役は、月次の定時監査役会のほか、定時及び臨時取締役会並びに必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務の執行に対する監査を行っています。さらに、監査役は原則として四半期ごとに会計監査人から会計監査の年度計画、並びに会計監査の状況及びその結果について報告を聴取するほか、必要に応じ適宜意見交換を実施しております。

当社の監査役会は、特定監査役を選定し、当社の監査役会が定める監査計画を、当社グループの取締役及び執行役員等に適宜周知しています。なお、当社では、当社の監査役が監査役補助使用人の配置を求めた場合、監査役補助使用人を配置することができますが、当連結会計年度末現在、監査役補助使用人は設置していません。

### 3. リスク管理体制

当社グループのリスク管理についての基本方針及び推進体制の概要を定めた「リスク管理規程」を整備し、当該規程に則ったリスク管理を行っています。

### 4. コンプライアンス体制

当社では、「グループ行動規範」及び「コンプライアンス規程」等の規程を制定し、取締役及び使

用人の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう周知徹底しています。新入社員に対しては、オリエンテーション時に内部通報制度を含む、当社のコンプライアンス体制について説明を行い、社員に対してはコンプライアンス研修又は業務に関連したコンプライアンスの指摘等を適時実施しています。

#### 5. 子会社管理体制

当社では、取締役会、執行役員会議及び業務執行会議等の会議において、子会社の業務及び財務状況並びにその他の重要な情報に関する共有及び協議を行っております。また、当社の取締役は、子会社の取締役を兼任しており、当社グループ全体の情報の共有化を図るとともに、子会社における適切な業務の執行、ひいては当社グループにおける業務の適正を確保しています。当社では「子会社管理規程」を整備し、子会社の適切な管理、実践を可能とする体制を構築しております。子会社は、当社の「グループ行動規範」を適用し、また「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」等を準用することにより、グループ一体となったコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備、運用しております。

#### 6. 内部監査体制

当社の内部監査室は、独立した組織として設置されており、当社グループにおけるリスクに基づいて策定した年間内部監査計画のもと、監査役及び会計監査人と連携を図りながら、内部統制の整備・運用状況評価や業務監査等の継続的な監視活動を実施しております。また、監査結果により抽出された課題の改善に向けた助言やフォローアップ、代表取締役等への監査結果報告を行っております。

#### 7. 財務報告の適正性を確保するための体制

当社では、適正かつ適時の財務報告のために、法令及び会計基準等に則った財務諸表を作成するとともに、情報開示に係る規程等に従い、協議・検討・確認を経て開示する体制を整備し運用しています。また、当社の内部監査室は、金融商品取引法に於ける内部統制報告制度が適切に実施されているかを評価するとともに、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて業務プロセスの改善を適宜推進しています。

### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業体質強化のために経営基盤の充実を図り企業価値を向上するとともに、株主の皆様に対して利益を還元することを重要な課題と位置付けております。

当社は、今後とも継続して企業価値の向上に努めてまいりますと同時に、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金をさらに確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、配当性向の目安水準を30%に設定したうえで継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

上記方針に則り、当事業年度の期末配当金については1株当たり2.5円とし、さらに初配を記念した記念配当1円を加えた1株当たり3.5円としております。

内部留保につきましては、配当とのバランスを勘案しつつ、企業価値の向上に寄与する事業基盤の構築、戦略的な知的財産の活用、優秀な人材の確保、新規事業の創出、M&A等の戦略的な投資に充当し、将来にわたる株主利益確保のために有効に役

立ててまいります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関といたしましては、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、本定時株主総会の決議事項として、期末配当の決定機関を株主総会から取締役会に変更する旨にて第2号議案「定款一部変更の件」を上程させていただきます。

#### **(8) 会社の支配に関する基本方針**

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、大量買付行為を行おうとするものに対し、適切な情報の開示を求めるとともに、当社の判断や意見等も公表することで、株主の皆様が適切な判断を行うための情報と時間の確保に努めるだけでなく、明らかに企業価値・株主価値を毀損する大量買付行為に対処するため、必要に応じて金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

# 連結財政状態計算書

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部         |                  | 負債の部            |                  |
|--------------|------------------|-----------------|------------------|
| <b>流動資産</b>  | <b>1,896,155</b> | <b>流動負債</b>     | <b>683,329</b>   |
| 現金及び現金同等物    | 1,323,558        | 営業債務及びその他の債務    | 320,859          |
| 営業債権及びその他の債権 | 467,120          | 借入金             | 197,320          |
| 棚卸資産         | 85,292           | リース負債           | 17,868           |
| 未収法人所得税      | 445              | 未払法人所得税         | 30,698           |
| その他の流動資産     | 19,737           | その他の金融負債        | 39,988           |
| <b>非流動資産</b> | <b>1,989,556</b> | その他の流動負債        | 76,595           |
| 有形固定資産       | 2,181            | <b>非流動負債</b>    | <b>607,880</b>   |
| 使用権資産        | 25,703           | 借入金             | 321,137          |
| のれん          | 893,046          | リース負債           | 14,329           |
| 無形資産         | 896,637          | 引当金             | 9,927            |
| その他の金融資産     | 141,921          | その他の金融負債        | 61,628           |
| 契約コスト        | 30,066           | 繰延税金負債          | 199,530          |
|              |                  | その他の非流動負債       | 1,328            |
|              |                  | <b>負債合計</b>     | <b>1,291,209</b> |
|              |                  | <b>資本の部</b>     |                  |
|              |                  | 親会社の所有者に帰属する持分  | 2,594,501        |
|              |                  | <b>資本金</b>      | <b>62,556</b>    |
|              |                  | <b>資本剰余金</b>    | <b>1,842,759</b> |
|              |                  | <b>利益剰余金</b>    | <b>715,660</b>   |
|              |                  | <b>自己株式</b>     | <b>△26,474</b>   |
|              |                  | <b>資本合計</b>     | <b>2,594,501</b> |
| <b>資産合計</b>  | <b>3,885,711</b> | <b>負債及び資本合計</b> | <b>3,885,711</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目        | 金 額       |
|------------|-----------|
| 売上収益       | 3,707,278 |
| 売上原価       | 2,641,448 |
| 売上総利益      | 1,065,830 |
| 販売費及び一般管理費 | 838,786   |
| 事業利益       | 227,043   |
| その他収益      | 9,775     |
| その他費用      | 18,468    |
| 営業利益       | 218,349   |
| 金融収益       | 3,891     |
| 金融費用       | 9,421     |
| 税引前利益      | 212,819   |
| 法人所得税費用    | 55,769    |
| 当期利益       | 157,050   |
| 当期利益の帰属    |           |
| 親会社の所有者    | 157,083   |
| 非支配持分      | △32       |
| 当期利益       | 157,050   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結持分変動計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

(単位：千円)

|                        | 親会社の所有者に帰属する持分 |           |         |         |             |           |
|------------------------|----------------|-----------|---------|---------|-------------|-----------|
|                        | 資本金            | 資本剰余金     | 利益剰余金   | 自己株式    | その他の包括利益累計額 | 合計        |
| 2024年1月1日              | 51,456         | 1,935,757 | 603,558 | △26,461 | △15,352     | 2,548,958 |
| 当期利益                   | —              | —         | 157,083 | —       | —           | 157,083   |
| その他の包括利益               | —              | —         | —       | —       | △42,030     | △42,030   |
| 当期包括利益合計               | —              | —         | 157,083 | —       | △42,030     | 115,053   |
| 所有者との取引額等              |                |           |         |         |             |           |
| 新株の発行                  | 11,099         | 10,773    | —       | —       | —           | 21,873    |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替       | —              | △12,401   | 12,401  | —       | —           | —         |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減     | —              | 349       | —       | —       | —           | 349       |
| 自己株式の取得                | —              | △867      | —       | △90,865 | —           | △91,732   |
| 自己株式の消却                | —              | △90,851   | —       | 90,851  | —           | —         |
| その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替 | —              | —         | △57,382 | —       | 57,382      | —         |
| 所有者との取引額等合計            | 11,099         | △92,998   | △44,980 | △13     | 57,382      | △69,510   |
| 2024年12月31日            | 62,556         | 1,842,759 | 715,660 | △26,474 | —           | 2,594,501 |

|                        | 非支配持分  | 資本合計      |
|------------------------|--------|-----------|
| 2024年1月1日              | 5,682  | 2,554,641 |
| 当期利益                   | △32    | 157,050   |
| その他の包括利益               | —      | △42,030   |
| 当期包括利益合計               | △32    | 115,020   |
| 所有者との取引額等              |        |           |
| 新株の発行                  | —      | 21,873    |
| 資本剰余金から利益剰余金への振替       | —      | —         |
| 連結子会社株式の取得による持分の増減     | △5,650 | △5,301    |
| 自己株式の取得                | —      | △91,732   |
| 自己株式の消却                | —      | —         |
| その他の包括利益累計額から利益剰余金への振替 | —      | —         |
| 所有者との取引額等合計            | △5,650 | △75,160   |
| 2024年12月31日            | —      | 2,594,501 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

### 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

- ・連結子会社の数 2社
- ・主要な連結子会社の名称 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社  
株式会社H2

なお、株式会社H2については、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度から連結子会社に含めることとしました。

##### ② 主要な非連結子会社の名称等 該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数  
該当事項はありません。
- ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等  
該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 金融資産

###### A. 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産又は償却原価で測定する金融資産に分類しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で当初測定しております。また、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融商品については、当初認識時において個々の資本性金融商品ごとに、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に取消不能の指定をしております。

###### B. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

###### (i) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。なお、利息収益、為替差損益、減損及び認識の中止時の利得又は損失は純損益に認識いたします。

###### (ii) 公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しております。

ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、その累計額はその他の包括利益累計額に認識後、認識を中止した場合、又は公正価値が著しく下落した場合は

利益剰余金に振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として純損益として認識しております。

#### C. 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識いたします。

なお、連結財政状態計算書上で認識された資産を譲渡するものの、譲渡資産又は譲渡資産の一部に係るリスクと経済価値の全て、又はほとんど全てを保持する取引を締結した場合には、譲渡資産の認識の中止は行っておりません。

#### D. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。

契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

なお、金融資産に係る信用リスクが期末日現在で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと評価しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

予想信用損失は、契約に従って当社グループに支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しております。

当社グループは、金融資産の予想信用損失を、以下のものを反映する方法で見積もっております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

著しい景気変動等の影響を受ける場合には、上記により測定された予想信用損失に、必要な調整を行うこととしております。

当社グループは、期日経過が90日以上となる場合など金融資産の全体又は一部分について回収できず、又は回収が極めて困難であると判断された場合には、債務不履行とみなしております。金融資産が信用減損している証拠がある金融資産については、総額での帳簿価額から貸倒引当金を控除した純額に実効金利を乗じて利息収益を測定しております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

#### ロ. 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、原価の算定にあたっては、商品及び製品、原材料については主として移動平均法、仕掛品については個別法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

#### A. 認識及び測定

有形固定資産については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の当初見積額が含まれております。

#### B. 減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、各構成要素の見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物：10年

機械、運搬具及び工具器具備品：4年

資産の減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎年見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

### ロ. のれん及び無形資産

#### A. のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び引受負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しております。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額を利得として純損益に認識しております。

のれんは償却を行わず、資金生成単位又は資金生成単位グループに配分し、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しております。減損については、「③非金融資産の減損」に記載しております。のれんの減損損失は純損益として認識されますが、戻入れは行っておりません。

#### B. 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

・顧客関連資産：6～9年

・ソフトウェア：5年

資産の償却方法、見積耐用年数及び残存価額は毎年見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

### ハ. リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断しております。

当社グループは、非リース要素を分離せずに、リース要素とこれに関連する非リース要素を単一のリース要素として会計処理することを選択しております。

#### 借手としてのリース

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、取得原価で当初測定しております。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、原資産の解体及び除去、原状回復コストの当初見積額を加えて算定します。

使用権資産の認識後の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却費累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。使用権資産は、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間にわたって、定額法により減価償却します。

#### 短期リース及び少額資産のリース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

- ③ 非金融資産の減損  
棚卸資産、繰延税金資産を除く非金融資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。  
減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれんは償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しております。企業結合から生じたのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその資金生成単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積もっており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しております。

- ④ 従業員給付  
短期従業員給付  
短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。  
賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

- ⑤ 収益  
当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、IFRS第15号）の範囲に含まれる取引について次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。（IFRS第9号「金融商品」に基づく利息及び配当収益等を除く）。

- ステップ1：契約の識別
- ステップ2：履行義務の識別
- ステップ3：取引価格の算定
- ステップ4：履行義務への取引価格の配分
- ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

イ. ストックビジネス事業

ストックビジネス事業においては、主に携帯電話端末やSIMカードの販売や通信サービスの提供やモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供、クラウドサービスの提供等を行っております。

携帯電話端末やSIMカード、その他製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検取した時点で収益を認識しており、通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. システム開発事業

システム開発事業においては、主にシステム開発やロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の販売を行っております。

システム開発については、進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。また、完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しています。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検取した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

契約獲得コスト

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分費用のうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しております。当社グループにおいて契約獲得の増分コストとして認識している資産は、主として顧客獲得時に発生する代理店への手数料であります。

資産として認識された顧客との契約の獲得のための費用は、関連する財又はサービスが提供されると予想される期間にわたり、費用を配分しております。

⑥ 外貨換算

外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レート、又はそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しております。換算又は決済により生じる換算差額は、純損益で認識しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### のれん及び顧客関連資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

|        | 当連結会計年度 |
|--------|---------|
| のれん    | 893,046 |
| 顧客関連資産 | 768,351 |

連結財政状態計算書の非流動資産に、連結子会社（スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社及び株式会社H2）の企業結合に伴い識別した、のれん及び顧客関連資産を計上しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

のれんを含む資金生成単位については、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値と、貨幣の時間的価値及びその資産又は資金生成単位に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値のいずれか高い金額を用いております。

使用価値は、過去の経験と外部からの情報を反映し、経営者によって承認された今後5年度分の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位又は資金生成単位グループの税引前の加重平均資本コストにより現在価値に割り引いて算定しております。なお、事業計画の期間を超えるキャッシュ・フローの見積りにおいて、成長率は産業の状況を勘案し4.7%～5.04%と仮定しております。成長率は、資金生成単位グループが活動する産業の長期平均成長率を超えておりません。将来キャッシュ・フローの予測に当たっての主要な仮定は直近の事業計画達成状況、契約の獲得実績や獲得予測、経営環境及び市場環境の予測などに基き策定された翌連結会計年度の事業計画等であります。

当該のれんについては、当連結会計年度末において当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を十分に上回っていることから、主要な仮定が合理的な範囲で変更されたとしても、それにより当該資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る可能性は低いと予測しております。

### 4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

|              |           |
|--------------|-----------|
| 営業債権及びその他の債権 | 95,496千円  |
| その他の非流動資産    | 797,111千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

28,837千円

(3) 使用権資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

62,743千円

(4) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 300,000千円 |
| 借入実行残高  | 100,000   |
| 差引額     | 200,000   |

## 5. 連結損益計算書に関する注記

### 減損損失の注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所     | 用途    | 種類     | 金額       |
|--------|-------|--------|----------|
| 東京都新宿区 | 事業用資産 | ソフトウエア | 17,968千円 |

当社グループでは、資金生成単位として他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなった資産グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失としてその他費用に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は、使用価値により測定しており、割引率は9.65%を使用しております。

## 6. 連結持分変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 22,172,630株   | 158,500株     | 445,000株     | 21,886,130株  |

### (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 19,298株       | 555,389株     | 445,000株     | 129,687株     |

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

該当事項はありません。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円)<br>(注) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|--------------------|-------------|------------|
| 2025年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 76,147     | 3.5                | 2024年12月31日 | 2025年3月31日 |

(注) 1株当たり配当額には記念配当1円が含まれております。

#### (4) 当連結会計年度末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び株式数に関する事項

- ・ 第S-1回新株予約権 (2016年8月10日取締役会決議分)  
普通株式 215,000株
- ・ 第S-4回新株予約権 (2019年12月10日取締役会決議分)  
普通株式 31,800株
- ・ 第S-6回新株予約権 (2022年8月10日取締役会決議分)  
普通株式 264,200株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### 資本管理

当社グループは、中長期に持続的成長を続け企業価値を最大化するために、最適な資本構成を実現し維持することを資本管理の基本方針としております。

当社グループが資本管理において用いる主な指標は、親会社所有者帰属持分利益率（ROE）であります。

なお、当社グループが適用を受ける重要な資本規制はありません。

#### 財務リスク管理

当社グループは、事業を営む上で信用リスク、流動性リスク、市場リスク（価格リスク、為替リスク及び金利リスク）などの様々な財務リスクにさらされております。当社グループは、当該財務上のリスクの防止及び低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

#### ① 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産（敷金及び保証金等）において、取引先の信用リスクに晒されております。

当社グループは、当該リスクの未然防止又は低減のため、過度に集中した信用リスクのエクスポージャーを有していません。また、当該リスクの管理のため、当社グループは、事業ごとに別途定める基準に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

当社グループの連結財政状態計算書で表示している金融資産の減損後の帳簿価額は、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値であります。なお、保有する担保の評価及びその他の信用補完は考慮しておりません。

当社グループでは、営業債権と、その他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産に区分して貸倒引当金を算定しております。

営業債権における貸倒引当金は、予期間の予想信用損失を集散的に測定しており、過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を乗じて算定しておりますが、当社グループが受け取る見込んでいるすべてのキャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

その他の債権、その他の流動資産及びその他の金融資産については、原則的なアプローチに基づき、信用リスクが著しく増加していると判定されていない債権等については、同種の資産の過去の信用損失の実績率に将来の経済状況等の予測を加味した引当率を帳簿価額に乘じて算定しております。信用リスクが著しく増加していると判定された資産及び信用減損金融資産については、見積将来キャッシュ・フローを当該資産の当初の実効金利で割り引いた現在価値の額と、帳簿価額との間の差額をもって算定しております。

#### ② 流動性リスク

当社グループは、事業計画に照らして資金需要が増加した場合は、金融機関からの借入により調達する方針であります。

なお、当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

#### ③ 市場リスク

市場リスクは、市場価格の変動により金融商品の公正価値、将来キャッシュ・フローが変動するリスクであります。市場リスクには、価格リスク、為替リスク及び金利リスクが含まれております。なお、当社グループが保有する金融商品は重要な市場リスクに晒されていません。

##### a. 価格リスク

当社グループは、主に業務上の関係を有する企業の株式等を保有しており、資本性金融商品の株価変動リスクに晒されております。当社グループが保有する資本性金融商品には、非上場株式が含まれており、定期的に時価や発行体の財務状況等を勘案して保有状況を見直しております。

##### b. 為替リスク

当社グループは、主として外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに晒されております。当社グループは、当該リスクを管理することを目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

##### c. 金利リスク

当社グループは、運転資金確保のため金融機関からの借入を通じて資金調達を行っており、金利変動リスクに晒されております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

- レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値
- レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値
- レベル3：観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

経常的に公正価値で測定する金融商品

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                           | レベル1 | レベル2 | レベル3   | 合計     |
|---------------------------|------|------|--------|--------|
| 金融資産                      |      |      |        |        |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |      |      |        |        |
| 株式                        | —    | —    | 39,535 | 39,535 |
| その他                       | —    | —    | 50     | 50     |
| 合計                        | —    | —    | 39,585 | 39,585 |

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。

レベル間の重要な振替が行われた金融商品はありません。

当連結会計年度において、経常的に公正価値で測定するレベル3の資産及び負債について、公正価値の測定が純損益又はその他の包括利益に与える影響に重要なものはありません。

② 公正価値の測定方法

市場性のない有価証券については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法、純資産価値に基づく評価技法、その他の評価技法を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。

③ レベル3に分類される資産に関する定性的情報

当社グループにおいて、レベル3に分類されている金融商品は、主に非上場株式により構成されております。非上場株式の公正価値の測定は、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いて、入手可能なデータにより公正価値を測定しております。その結果は適切な権限者がレビュー及び承認しております。

なお、レベル3に分類した金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の増減は見込まれておりません。

④ レベル3の調整表

レベル3に分類された金融商品に係る期中変動は以下の通りであります。

(単位：千円)

|             |         |
|-------------|---------|
| 期首残高        | 81,615  |
| 利得及び損失合計    | △42,030 |
| その他の包括利益（注） | △42,030 |
| 取得          | —       |
| 処分          | —       |
| 期末残高        | 39,585  |

（注） その他の包括利益に含まれている利得及び損失は、各報告期間の末日時点のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであります。

⑤ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する指定を行った金融資産

株式等の資本性金融商品は、主に中長期的な関係の維持・強化を図るために保有しており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の主な銘柄、及び公正価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|               |        |
|---------------|--------|
| Tangerine株式会社 | 39,535 |
| その他           | 50     |
| 合計            | 39,585 |

償却原価で測定する金融商品

① 公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は次のとおりであります。

(単位：千円)

|          | 帳簿価額    | 公正価値    |
|----------|---------|---------|
| 金融資産     |         |         |
| 敷金及び保証金  | 100,402 | 100,402 |
| その他の金融資産 | 1,934   | 1,934   |
| 合計       | 102,336 | 102,336 |

(単位：千円)

|       | 帳簿価額    | 公正価値    |
|-------|---------|---------|
| 金融負債  |         |         |
| 借入金   | 418,457 | 418,457 |
| 預り保証金 | 61,628  | 61,628  |
| 合計    | 480,085 | 480,085 |

（注） 短期の金融資産、短期の金融負債は、公正価値と帳簿価額とが近似しているため、上記には含

めておりません。

② 公正価値の測定方法

借入金

借入金については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引く方法により算定しており、レベル3に分類しております。なお、変動金利によるものは一定期間ごとに金利の改定が行われているため、帳簿価額と公正価値は近似しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

預り保証金

預り保証金の公正価値は帳簿価額に近似することから、当該帳簿価額によっております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

顧客との契約から認識した売上収益の分解は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                    | 報告セグメント        |          |           | 合計        |
|--------------------|----------------|----------|-----------|-----------|
|                    | ストック<br>ビジネス事業 | システム開発事業 | 計         |           |
| 製品・サービス販売          | 17,300         | 71,980   | 89,281    | 89,281    |
| システム開発等            | —              | 471,071  | 471,071   | 471,071   |
| 移动通信サービス           | 3,146,926      | —        | 3,146,926 | 3,146,926 |
| 合計                 | 3,164,226      | 543,052  | 3,707,278 | 3,707,278 |
| 顧客との契約から認識した<br>収益 | 3,164,226      | 543,052  | 3,707,278 | 3,707,278 |
| その他の源泉から認識した<br>収益 | —              | —        | —         | —         |

(注) 1. グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しております。

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社グループでは主に、システム開発等に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関係しております。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点であり、収益の認識に伴い取崩されま

す。契約負債は主に通信サービスの提供に係る顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取崩されま

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は次のとおりであります。

(単位：千円)

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 「営業債権及びその他の債権」<br>に含まれる債権 | 442,412 |
| 契約資産                      | 2,403   |
| 合計                        | 444,815 |
| 契約負債                      | 10,441  |

- (注) 1. 当連結会計年度において認識した契約資産の減損損失はありません。  
2. 契約負債は営業債務及びその他の債務に計上しております。

- ② 当連結会計年度末に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額及び過去の期間に充足していた履行義務から当連結会計年度末に認識した収益  
当連結会計年度末に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は次のとおりであります。なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、過年度に充足された履行義務から生じたものはありません。

(単位：千円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 期首現在の契約負債残高に含まれていた額 | 12,332 |
|---------------------|--------|

- (3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは当連結会計年度末において、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

- (4) 顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産

顧客との契約の獲得のためのコストから認識した資産は、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                     |        |
|---------------------|--------|
| 契約獲得のためのコストから認識した資産 | 30,066 |
|---------------------|--------|

顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産について認識した償却及び減損損失は次のとおりであります。

(単位：千円)

|      |        |
|------|--------|
| 償却   | 26,756 |
| 減損損失 | —      |

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 119円25銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益    | 7円18銭   |

## 10. 企業結合等に関する注記

### (取得による企業結合)

当社は、2024年2月14日開催の取締役会において、株式会社H2の全株式を取得し子会社化することを決議し、2024年4月1日付けで同社の株式を取得いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社H2

事業の内容 光回線・プロバイダーサービスの提供

##### ②企業結合を行った主な理由

当社は現在安定的に得られる利益の拡大施策に注力しており、その一環として利用者から得られる月額利用料金を収益源としたストック収益であるプロバイダー関連サービスを提供する株式会社H2を取得するものであります。

##### ③企業結合日

2024年4月1日

##### ④企業結合の法的形式

株式取得

##### ⑤結合後企業の名称

変更ありません。

##### ⑥取得した議決権比率

100%

##### ⑦取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得するため。

#### (2) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

|       |    |           |    |
|-------|----|-----------|----|
| 取得の対価 | 現金 | 1,022,864 | 千円 |
|-------|----|-----------|----|

|      |  |           |    |
|------|--|-----------|----|
| 取得原価 |  | 1,022,864 | 千円 |
|------|--|-----------|----|

#### (3) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 79,028千円

取得関連費用は連結損益計算書の「販売費及び一般管理費」に含まれています。

#### (4) 取得日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値

(単位：千円)

|                     | 金額        |
|---------------------|-----------|
| 支払対価の公正価値（現金）       | 1,022,864 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値     |           |
| 取得資産                |           |
| 現金及び現金同等物           | 109,905   |
| 上記以外の流動資産           | 135,198   |
| 無形資産                | 811,000   |
| 上記以外の非流動資産          | 35,370    |
| 引受負債                |           |
| 流動負債                | 174,545   |
| 非流動負債               | 319,314   |
| 取得資産及び引受負債の公正価値（純額） | 597,614   |
| のれん                 | 425,250   |

(注) のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、当社グループの既存事業と被取得企業とのシナジー効果により期待される将来の超過収益力を反映したものであります。  
無形資産（顧客関連資産）811,000千円は、見積将来キャッシュ・フローや割引率等の仮定に基づいて測定しております。なお、顧客関連資産の見積耐用年数は9年であります。

(5) 子会社の取得による支出

(単位：千円)

|                           | 金額        |
|---------------------------|-----------|
| 支払対価の公正価値（現金）             | 1,022,864 |
| 取得により支出した現金及び現金同等物        | 1,022,864 |
| 取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物 | △109,905  |
| 子会社の取得による支出               | 912,959   |

(6) 企業結合に係る取得日以降の損益情報

連結損益計算書に含まれている取得日以降の被取得企業の業績は以下のとおりであります。

(単位：千円)

|      | 当連結会計年度<br>(自 2024年1月1日<br>至 2024年12月31日) |
|------|-------------------------------------------|
| 売上収益 | 755,926                                   |
| 当期利益 | 110,212                                   |

本企業結合が期首に実施されたと仮定した場合のプロフォーマ情報は、以下のとおりであります。  
なお、当該プロフォーマ情報は監査証明を受けておりません。

(単位：千円)

|                | 当連結会計年度<br>(自 2024年1月1日<br>至 2024年12月31日) |
|----------------|-------------------------------------------|
| 売上収益（プロフォーマ情報） | 1,035,281                                 |
| 当期利益（プロフォーマ情報） | 133,642                                   |

11. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部               |                  | 負債の部              |                  |
|--------------------|------------------|-------------------|------------------|
| <b>流動資産</b>        | <b>714,345</b>   | <b>流動負債</b>       | <b>268,668</b>   |
| 現金及び預金             | 434,505          | 買掛金               | 21,919           |
| 売掛金                | 95,029           | 短期借入金             | 100,000          |
| 商品及び製品             | 26,274           | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 99,996           |
| 仕掛品                | 2,403            | 未払金               | 9,680            |
| 原材料                | 6,060            | 未払法人税等            | 950              |
| その他                | 150,072          | 賞与引当金             | 7,428            |
| <b>固定資産</b>        | <b>2,115,257</b> | その他               | 28,694           |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>898</b>       | <b>固定負債</b>       | <b>326,335</b>   |
| 機械、運搬具<br>及び工具器具備品 | 898              | 長期借入金             | 325,007          |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>102,880</b>   | その他               | 1,328            |
| ソフトウェア             | 2,880            | <b>負債合計</b>       | <b>595,003</b>   |
| ソフトウェア仮勘定          | 100,000          | <b>純資産の部</b>      |                  |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,011,478</b> | <b>株主資本</b>       | <b>2,232,182</b> |
| 投資有価証券             | 39,535           | 資本金               | 62,556           |
| 関係会社株式             | 1,917,945        | 資本剰余金             | 1,849,539        |
| 破産更生債権等            | 797,111          | 資本準備金             | 1,398,329        |
| 繰延税金資産             | 53,494           | その他資本剰余金          | 451,209          |
| その他                | 502              | <b>利益剰余金</b>      | <b>346,562</b>   |
| 貸倒引当金              | △797,111         | その他利益剰余金          | 346,562          |
|                    |                  | 繰越利益剰余金           | 346,562          |
|                    |                  | <b>自己株式</b>       | <b>△26,474</b>   |
|                    |                  | 新株予約権             | 2,416            |
|                    |                  | <b>純資産合計</b>      | <b>2,234,599</b> |
| <b>資産合計</b>        | <b>2,829,602</b> | <b>負債・純資産合計</b>   | <b>2,829,602</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額      | 金 額      |
|--------------|----------|----------|
| 売上高          |          | 586,302  |
| 売上原価         |          | 499,267  |
| 売上総利益        |          | 87,034   |
| 販売費及び一般管理費   |          | 235,045  |
| 営業損失         |          | 148,010  |
| 営業外収益        |          |          |
| 受取利息         | 128      |          |
| 為替差益         | 28       |          |
| 貸倒引当金戻入額     | 3,720    |          |
| その他          | 47       | 3,923    |
| 営業外費用        |          |          |
| 支払利息         | 4,516    |          |
| 売上債権譲渡損      | 26       |          |
| 支払手数料        | 10,367   |          |
| その他          | 15       | 14,926   |
| 経常損失         |          | 159,013  |
| 特別利益         |          |          |
| 新株予約権戻入益     | 12,401   | 12,401   |
| 特別損失         |          |          |
| 投資有価証券評価損    | 57,382   | 57,382   |
| 税引前当期純損失     |          | 203,994  |
| 法人税、住民税及び事業税 | △121,257 |          |
| 法人税等調整額      | 10,873   | △110,384 |
| 当期純損失        |          | 93,610   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

( 2024年1月1日から  
2024年12月31日まで )

(単位：千円)

|                         | 株主資本   |           |              |           |                      | 利益剰余金合計 |
|-------------------------|--------|-----------|--------------|-----------|----------------------|---------|
|                         | 資本金    | 資本剰余金     |              |           | その他                  |         |
|                         |        | 資本準備金     | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金合計   | 利益剰余金<br>繰越利益<br>剰余金 |         |
| 当事業年度期首残高               | 51,456 | 1,387,229 | 542,061      | 1,929,291 | 440,172              | 440,172 |
| 事業年度中の変動額               |        |           |              |           |                      |         |
| 当期純損失 (△)               | —      | —         | —            | —         | △93,610              | △93,610 |
| 新株の発行                   | 11,099 | 11,099    | —            | 11,099    | —                    | —       |
| 自己株式の取得                 | —      | —         | —            | —         | —                    | —       |
| 自己株式の消却                 | —      | —         | △90,851      | △90,851   | —                    | —       |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —      | —         | —            | —         | —                    | —       |
| 事業年度中の変動額合計             | 11,099 | 11,099    | △90,851      | △79,752   | △93,610              | △93,610 |
| 当事業年度期末残高               | 62,556 | 1,398,329 | 451,209      | 1,849,539 | 346,562              | 346,562 |

|                         | 株主資本    |           | 新株予約権   | 純資産合計     |
|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|
|                         | 自己株式    | 株主資本合計    |         |           |
| 当事業年度期首残高               | △26,461 | 2,394,459 | 15,144  | 2,409,603 |
| 事業年度中の変動額               |         |           |         |           |
| 当期純損失 (△)               | —       | △93,610   | —       | △93,610   |
| 新株の発行                   | —       | 22,199    | —       | 22,199    |
| 自己株式の取得                 | △90,865 | △90,865   | —       | △90,865   |
| 自己株式の消却                 | 90,851  | —         | —       | —         |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | —       | —         | △12,728 | △12,728   |
| 事業年度中の変動額合計             | △13     | △162,276  | △12,728 | △175,004  |
| 当事業年度期末残高               | △26,474 | 2,232,182 | 2,416   | 2,234,599 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

イ. 子会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券  
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

イ. 商品及び製品、原材料 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ. 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
機械、運搬具及び工具器具備品 4年

##### ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。  
なお、主な償却年数は次のとおりであります。  
ソフトウェア 5年

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注案件に係る損失見込額を計上しております。なお、当事業年度末においては計上しておりません。

##### ③ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

##### ストックビジネス事業

ストックビジネス事業においては、主にモニタリングプラットフォームサービス「HARPS」の提供やクラウドサービスの提供等を行っております。

HARPSやその他製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しており、クラウドサービスは、ネットワークを経由して利用を可能な状態にしておくサービスであることから、契約期間にわたって履行義務が充足されると判断しており、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

##### システム開発事業

システム開発事業においては、主にシステム開発やロケーションビーコン「MyBeaconシリーズ」の販売を行っております。

システム開発については、進捗により履行義務が充足されていくものと判断しており、一定の期間にわたり充足される履行義務として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、予想される開発原価総額に占める発生した開発原価の割合に基づいております。また、完成までに要する総原価が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生したコストのうち回収可能性が高いと判断される部分と同額を収益として認識しております。なお、ごく短い期間にわたり充足される履行義務については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

準委任契約による取引については、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で、継続的なサービスについては当該契約履行義務が充足される期間にわたり収益を認識しております。

製品の販売やサービス提供の対価に係る収益の対価は、履行義務の充足時点から主として1か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
 外貨建の資産及び負債の本邦通貨へ 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算基準 換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記  
 該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記  
 該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,933千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 137,609千円

短期金銭債務 255千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

|         |           |
|---------|-----------|
| 当座貸越極度額 | 300,000千円 |
| 借入実行残高  | 100,000   |
| 差引額     | 200,000   |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分） 94,755千円

営業取引（支出分） 815千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|-------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 19,298株     | 555,389株   | 445,000株   | 129,687株   |

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加555,389株は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて摘要される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得による増加555,000株等でありま

す。  
 2. 普通株式の自己株式数の減少445,000株は、自己株式の消却によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記  
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

|                       |           |
|-----------------------|-----------|
| 繰延税金資産                |           |
| 売上原価否認                | 9,837千円   |
| 投資有価証券評価損             | 31,057    |
| 貸倒引当金                 | 275,721   |
| 繰越欠損金                 | 4,444,800 |
| その他                   | 21,304    |
| 繰延税金資産小計              | 4,782,720 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額    | 4,399,156 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 330,069   |
| 評価性引当額小計              | 4,729,225 |
| 繰延税金資産の純額             | 53,494    |

8. リースにより使用する固定資産に関する注記  
機械、運搬具及び工具器具備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称                 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係   | 取引の内容             | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|-----|------------------------|-------------------|-------------|-------------------|----------|---------|----------|
| 子会社 | スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 | 所有<br>直接100.0     | 営業取引及び役員の兼任 | グループ通算制度に伴う通算税効果額 | 110,016  | その他流動資産 | 78,835   |
| 子会社 | 株式会社H2                 | 所有<br>直接100.0     | 営業取引及び役員の兼任 | -                 | -        | その他流動資産 | 43,372   |

10. 収益認識に関する注記  
収益を理解するための基礎となる情報

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 102円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 4円28銭   |

12. 重要な後発事象に関する注記  
該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

|                |       |       |
|----------------|-------|-------|
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 高橋克幸  |
| 指定社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 福田健太郎 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アプリックスの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社アプリックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月28日

株式会社アプリックス

取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

東京事務所

指 定 社 員 公 認 会 計 士 高 橋 克 幸  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 田 健 太 郎  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アプリックスの2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査役監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針並びに職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、当社監査役会が定めた監査役会規程並びに2024年度監査役監査計画、並びに公益社団法人日本監査役協会による改訂版『監査役監査基準』及び改訂版『内部統制システムに係る監査の実施基準』及び『監査役監査実施要領』等に準拠するとともに、株式会社東京証券取引所『コーポレートガバナンス・コード』等を適宜参照しつつ対応を進め、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、業務執行会議その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて報告聴取及び説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会社法第348条ないし第362条並びに会社法施行規則第100条に定められる取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、当該体制の整備に関する株式会社アプリックス取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）につき、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び監査法人ハイビスカスから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書について検討いたしました。

事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。

また、会計監査人監査法人ハイビスカスが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について適宜報告を受け、定例報告会での意見交換等を含め必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を日本公認会計士協会による品質管理レビューを受ける等の方法により整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人監査法人ハイビスカスから2025年2月21日付けの『第40期監査結果説明書』の草案の提出を受け、無限定適正意見を付した監査報告書を提出する予定である旨の報告と説明を聴取し、検討致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び事業報告に係る附属明細書類、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び計算書類に係る附属明細書、並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制の評価及び監査は未了です。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月28日

株式会社アプリックス 監査役会

常勤監査役 大西 完 司 ㊞

監査役 山田 奨 ㊞

監査役 坂口 禎彦 ㊞

(注) 監査役山田奨並びに坂口禎彦は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益力の向上に注力し利益を積み上げることにより配当を可能とする剰余金をさらに確保することで、中長期的な視点で当社株式を保有していただいている株主の皆様へ、配当性向の目安水準を30%とし、継続的な配当を実現できるようにしていく方針であります。

上記方針に則り、2024年12月31日を基準日とする当事業年度の期末配当金については1株当たり2.5円とし、さらに初配を記念した記念配当1円を加えた1株当たり3.5円といたします。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき 普通配当 2円50銭  
記念配当 1円00銭  
合計 3円50銭  
配当総額 76,147,550円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第44条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第9条（自己の株式の取得）、及び現行定款第45条（中間配当）の削除を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（自己の株式の取得）<br/> <u>第9条 当社は、会社法第165条第2項により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第10条～第42条（条文省略）</p> <p>第6章 計 算<br/>           第43条（条文省略）</p> <p>（期末配当の基準日）<br/> <u>第44条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p>（中間配当）<br/> <u>第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>（新 設）</p> <p>第46条（条文省略）</p> | <p>（削除）</p> <p>第9条～第41条（現行どおり）</p> <p>第6章 計 算<br/>           第42条（現行どおり）</p> <p>（剰余金の配当）<br/> <u>第43条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u><br/> <u>② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（剰余金の配当等の決定機関）<br/> <u>第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</u><br/> <u>② 当社は、前項に定める剰余金の配当等を株主総会の決議によっては行わない。</u></p> <p>第45条（現行どおり）</p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社<br>の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | 倉 林 聡 子<br>(クラハヤシ サトコ)<br>(1974年5月13日生) | 1997年4月 株式会社CSK（現SCSK株式会社）入社<br>2005年12月 株式会社アプリックス 入社<br>2011年1月 当社 内部監査室 室長<br>2014年6月 当社 プロセス改善推進室 室長<br>2017年4月 当社 経営管理部 部長（現任）<br>2018年3月 当社 執行役員<br>2019年3月 当社 取締役<br>株式会社BEAMO 取締役<br>2019年8月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 取締役（現任）<br>2020年3月 当社 常務取締役<br>2022年3月 当社 代表取締役社長（現任）<br>株式会社BEAMO 代表取締役社長<br>2025年3月 株式会社セキュア 社外取締役（予定）<br>【重要な兼職の状況】<br>スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社<br>取締役<br>株式会社セキュア 社外取締役（就任予定） | 100,000株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                        | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2         | 鳥越 洋輔<br>(トリゴエ ヨウスケ)<br>(1985年2月2日生) | 2009年8月 テレコムサービス株式会社 入社<br>2013年1月 ガゼル株式会社 (出向)<br>情報通信事業本部SHOP事業部財務管理本部データ戦略部 マネージャー<br>2015年4月 ガゼル株式会社 (出向)<br>コンシューマー事業本部モバイル第一事業部商品企画部 統轄部長<br>2018年1月 株式会社Mobile Style 代表取締役<br>2018年2月 スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 (現任)<br>2019年11月 執行役員 (現任)<br>2022年3月 当社 取締役 (現任)<br>株式会社BEAMO 取締役<br>【重要な兼職の状況】<br>スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社<br>代表取締役社長 | 4,200株     |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社の<br>株式数 |
|-----------|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | 平 松 庚 三<br>(ヒラマツ コウゾウ)<br>(1946年1月6日生) | 1973年 ソニー株式会社(現ソニーグループ株式会社) 入社<br>1986年 アメリカン・エクスプレス・インターナショナルジャパン 副社長<br>1992年 株式会社IDGコミュニケーションズ 代表取締役<br>1998年 AOLジャパン株式会社 代表取締役<br>2003年 弥生株式会社 代表取締役<br>2006年 株式会社ライブドア(現:株式会社LDH) 代表取締役<br>小僧com株式会社(現:KOZOCOM株式会社) 設立 取締役<br>株式会社セシール 取締役<br>2007年 株式会社カウイチ(現:買う市株式会社) 取締役<br>2008年 小僧com株式会社(現:KOZOCOM株式会社) 代表取締役会長 兼 社長<br>2016年 当社 社外取締役(現任)<br>【重要な兼職の状況】<br>KOZOCOM株式会社 会長<br>株式会社CEAFOM 監査役<br>スマイルワークス株式会社 社外取締役 | —              |
| 4         | 田 口 勉<br>(タグチ ツトム)<br>(昭和28年8月2日生)     | 1976年 株式会社シーイーシー 入社<br>1998年 同社 取締役<br>2004年 KVH株式会社(現 Coltテクノロジーサービス株式会社) 常務執行役員<br>2007年 株式会社アイネット 常務取締役<br>2013年 同社 専務取締役<br>2017年 同社 取締役副社長<br>2018年 同社 上席顧問<br>2018年 トライポッドワークス株式会社 取締役(現任)<br>2019年 当社 社外取締役(現任)<br>2020年 Neutrix Cloud Japan株式会社 代表取締役社長 CEO<br>【重要な兼職の状況】<br>トライポッドワークス株式会社 取締役<br>一般社団法人セキュア IoT プラットフォーム協議会 理事                                                                                      | 44,500株        |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 平松庚三氏及び田口勉氏は社外取締役候補者であります。
3. 平松庚三氏及び田口勉氏を社外取締役候補者とした理由及び期待する役割は以下のとおりであります。
- 両氏は、企業経営に関する高度な知見と経験を当社の事業運営に活かしていただけることを期待し、両氏を社外取締役として選任することをお願いするものであります。
4. 平松庚三氏及び田口勉氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって平松庚三氏が9年、田口勉氏が6年となります。
5. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。
- 当社は、定款第31条において、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
- 当社は平松庚三氏及び田口勉氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、平松庚三氏及び田口勉氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「会社役員の状況 ①取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）」に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、引き続き当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

## <インターネットによる議決権行使のご案内>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年3月27日（木曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

##### (1) パソコンによる方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

##### (2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。

##### (「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿一丁目24番1号  
エステック情報ビル21階 会議室A  
電話 03-3342-3511（代表）



## ○交通機関

- J R線『新宿駅』J R西口出口より徒歩約5分
- 小田急線『新宿駅』西口地下出口より徒歩約5分
- 京王線『新宿駅』京王西口出口より徒歩約5分
- 東京メトロ丸の内線『新宿駅』A14出口より 徒歩約6分
- 都営地下鉄大江戸線『都庁前駅』B1出口より 徒歩約5分

※当日は公共交通機関をご利用ください。